

野瀬前町長 2,696 万余円

◆事件名＝

令和6年（ワ）第57号 損害賠償請求事件

◆請求要旨＝国家賠償法または地方自治法に基づき、町に対し、法令違反による未払い給与及び弁護士費用を合わせ最大で2,696万4,219円及びこれに対し年3分の割合による金員の支払いを求める。（議会提出資料より）

《西澤議員の傍聴記》

原告：野瀬喜久男氏＝代理人・辻 孝司 弁護士
被告：甲良町＝代理人・田篠 明 弁護士
裁判官：池田 聰介裁判長 ほか3人の判事

4月12日、野瀬前町長が甲良町を相手に提訴した「損害賠償請求事件」の初回公判が大津地裁で開かれました。原告側の口頭弁論ではなく書面による弁論で、被告（町）側の反論書提出は5月31日までに。次回期日は6月14日13時30分開廷。

野瀬前町長が提訴した今回の裁判にはいくつもの疑問が寄せられています。給与減額を元にもどす条例を否決したことの不服申し立てた事が滋賀県知事の裁定で「請求棄却」された時点で、「議会の減額議決は違法」と裁判で争うこともできたにもかかわらず、なぜ訴えなかったか？

双方の主張や争点などが分かり次第お知らせし、しっかりと監視を続けたいと考えます。

甲良民報

2024年4月14日 913号
発行責任：日本共産党甲良町支部
連絡：甲良町在士373（西澤）
Tel：38-4949 Fax：38-2242

損害賠償請求裁判はじまる



▲写真：犬上川金屋橋近辺の桜並木。花吹雪が始まっていますが、まだしっかりと満開を保っていました=4月12日。犬上川の清流とマッチして春の風情を楽しむにはおすすめのスポットですね。ワンちゃんを連れた男性、数人の家族連れが散りゆく花びらを惜しむように記念写真に夢中でした。4月3日には甲良町観光協会がお花見ウォークを計画していただきましたが、あいにくの悪天候で中止となったようです。

ご相談・ご要望をどうぞ。☆暮らし・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949
◎日本共産党の見解を紹介します。メール shigakoura.jcp@ares.eonet.ne.jp ホームページもご覧ください【「西澤伸明」で検索】